

平成 25 年度茨城県出資団体等経営改善専門委員会の意見に対する県の対応方針

法人名	(社福)茨城県社会福祉事業団
所管課	障害福祉課

出資団体等経営改善専門委員会の意見	県の対応方針
<p>○ あすなろの郷の管理運営については、人件費の削減をはじめとする経営改善策の実施により、県費負担額の削減を図ってきた。しかし、法人の経済的独立性をより高めるためには、なお一層の経費削減が必要である。</p> <p>○ あすなろの郷への入所待機者が 100 人を超えていることから、県は、民間事業者の活用により入所待機者の縮減を図ることを検討すべきである。</p> <p>○ あすなろの郷の施設建替えを県が検討するにあたっては、民間事業者の活用を考慮するとともに、現状の一か所集中型ではなく、施設を適切な規模で県内に分散配置することについても検討されたい。</p> <p>○ こどもの城は、他団体でも管理運営が可能であることから、法人は、事業領域を障害者福祉に特化し、経営資源の選択と集中を図ることについて検討されたい。</p>	<p>○ あすなろの郷の管理運営については、サービスの水準を維持しながら、正規職員や嘱託・臨時職員の配置を見直す等人件費の削減に努めていく。</p> <p>○ 民間事業者の支援技術向上のための研修会を開催し、重度の知的障害者を受け入れる環境づくりに努めるとともに、短期入所枠の拡大及び女子寮の男子寮への転換等によりあすなろの郷の入所待機者の縮減を図っていく。</p> <p>○ あすなろの郷の施設建て替えにあたっては、民間では受け入れ困難な重度の知的障害者を受け入れるセーフティネットとしての役割を踏まえ、民間事業者の活用も含めて、施設規模、運営形態等について検討していく。</p> <p>○ こどもの城の次期指定管理期間までに、事業団の役割を踏まえ、事業領域のあり方等について検討していく。</p>

平成 25 年度茨城県出資団体等経営改善専門委員会の意見に対する県の対応方針

法人名	(株)いばらき IT 人材開発センター
所管課	産業技術課

出資団体等経営改善専門委員会の意見	県の対応方針
<p>○ 県は、法人のあり方や県関与のあり方について早急に結論を出すべき時期にあるとの認識をもって、古河市と協力し、最大出資者である(独)情報処理推進機構との調整を図ることが必要である。</p> <p>併せて、法人自らも、現状を踏まえた今後の法人のあり方について、検討すべきである。</p>	<p>○ 県は、古河市と協力し、第三セクターとしての当法人の役割や収支見込みを再精査し、(独)情報処理推進機構と法人のあり方や県関与のあり方について協議を進めるとともに、当法人は、社内に設置した「ありかた委員会」で平成 26 年以内に今後のあり方等について検討結果を取りまとめる。</p>

平成 25 年度茨城県出資団体等経営改善専門委員会の意見に対する県の対応方針

法人名	(一財)茨城県建設技術管理センター
所管課	検査指導課

出資団体等経営改善専門委員会の意見	県の対応方針
<p>○ 法人に対する県派遣職員数は、平成 21 年度の 6 人から平成 25 年度は 1 人と削減が進んでいるが、法人の自立化を図るためには、県派遣職員を解消する必要がある。</p> <p>○ 建設副産物リサイクル事業について、法人は、民有地や県有地（道路予定地等）などを借り受けて、県内各地で建設発生土のストックヤードを管理運営しており、県有地の借地料は無償となっている。法人は多額の法人税等を負担しているが、これは試験調査事業や建設副産物リサイクル事業で多額の利益を計上していることによるものである。これらの利益には、県有地を無償で借り受けて得た利益も含まれており、受益者負担の観点からも好ましくないため、県は、県有地をストックヤードとして使用させる場合には、適正な対価を徴収すべきである。</p> <p>○ 法人は、一般財団法人への移行に当たり、約 18 億 1,457 万円の公益目的財産額を研修広報事業の実施により 35 年間（平成 25 年度から平成 59 年度まで）で消費する公益目的支出計画を実行している。当該計画は、県の認可を受けたものであるが、併せて県への特定寄付についても検討されたい。</p>	<p>○ 当法人は、建設材料の品質試験や建設副産物リサイクルなどの事業の実施により本県の建設事業の発展と建設行政の推進に寄与しており、県と密接な連携・調整を図りながらこれらの事業を円滑に推進していくには県職員の派遣が必要である。法人の自立化を図るために年々派遣職員数を削減しており、派遣の解消については業務の状況を勘案して対応してまいりたい。</p> <p>○ 当法人の決算は平成 17 年度から 6 事業年度は赤字であったが、震災・復興関連による公共事業費の増の影響もあり、平成 23 年度から黒字転換したばかりである。 当法人の収益は公共事業の動向に影響されることから、県有地借地の有償化については、経営状況等を踏まえて検討してまいりたい。</p> <p>○ 当法人は平成 25 年度に一般財団法人へ移行し、公益目的支出計画に基づいて事業を実施し、公益目的財産額を消費しているところである。県への特定寄付については、経営の安定化が必要であり、今後の経営状況や他団体の動向等を踏まえて検討してまいりたい。</p>

平成 25 年度茨城県出資団体等経営改善専門委員会の意見に対する県の対応方針

法人名	茨城県道路公社
所管課	道路維持課

出資団体等経営改善専門委員会の意見	県の対応方針
<p>○ 料金収入で管理費用を賄えていない若草大橋有料道路を含む収益性の低い5路線の管理運営をしている。有料道路5路線の無料開放時期は、最も遅いもので若草大橋有料道路の平成48年4月であることから、県は、この期間内で県の負担が最少となる時期を見極めた上で、法人の解散を進める必要がある。</p> <p>○ 将来収支予測によると、平成40年度に県の負担が最少になると見込んでいる。しかし、国土交通省の交通需要予測推計は見直されることから、これまでの交通量実績なども踏まえた上で、将来収支予測を精査し、解散の時期を再検証するとともに、維持管理費の更なる削減や有料道路の利用促進に努め、県負担の縮減を図る必要がある。</p>	<p>○ 建設資金借入金などの償還状況を踏まえながら、県負担が最少となる時期を見極め、法人の解散時期を判断していく。</p> <p>○ 引き続き、人件費や維持管理費の削減など徹底した合理化を図るとともに、共通回数券の販売促進などにより料金収入が確保できるよう、県と道路公社が一体となって県負担の縮減に向けて取り組んでいく。</p>